

# 宿 泊 等 約 款

## (適用範囲)

- 第 1 条 当宿舎が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当宿舎が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申し込み)

- 第 2 条 当宿舎に宿泊契約の申し込みをしようとする場合は、次の事項を当宿舎に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊する代表者の氏名、住所、連絡先の電話番号
  - (2) 宿泊日、泊数、人数、性別、年齢区分(大人、小学生、幼児)及び到着予定時刻
  - (3) その他当宿舎が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿舎は、その申し出がなされた時点で新たな契約の申し込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立)

- 第 3 条 宿泊契約は、当宿舎が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿舎が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 宿泊契約の所有権は申込者と当宿舎に帰属し、当宿舎の承諾なしに宿泊契約の所有権を第三者へ譲渡する場合はその効力は生じないものとします。

## (宿泊契約締結の拒否)

- 第 4 条 当宿舎は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の提供ができないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他業務上やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)であると当宿舎が認める場合。
  - (8) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当宿舎が認める場合。
  - (9) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの。
  - (10) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
  - (11) 宿泊しようとする者が当宿舎若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。

## (宿泊客の契約解除権)

- 第 5 条 宿泊客は、当宿舎に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当宿舎は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
- 3 当宿舎は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が、午後 6 時以降に明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当宿舎の契約解除権)

- 第 6 条 当宿舎は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備、その他館内設備等に対するいたずら、その他当宿舎が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
  - (6) 暴力団等反社会的勢力。
  - (7) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
  - (8) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの。
  - (9) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
  - (10) 当宿舎若しくはその従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- 2 当宿舎が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

- 第 7 条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿舎のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、住所、電話番号、
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日の登録と旅券の複写、
  - (3) 泊数、人数、年齢区分(大人、小学生、幼児)、出発予定時刻
  - (4) その他当宿舎が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クーポン券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## (客室の使用時間)

- 第 8 条 宿泊客が当宿舎の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当宿舎は、前項の規定にかかわらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には別途利用料金を申し受けます。

## (利用規則の遵守)

- 第 9 条 宿泊客は、当宿舎内においては、当宿舎が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## (宴会利用契約締結の拒否及び解除)

- 第 10 条 当宿舎は、次に掲げる事由に該当すると当宿舎が認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないことがあります。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。
- 1 宴会場に出席する利用者の中に次の事由に該当する者がいる場合
    - (1) 暴力団等反社会的勢力
    - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
    - (3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
  - 2 当宿舎の他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
  - 3 当宿舎若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

# 宿 泊 等 約 款

## (営業時間)

第 11 条 当 宿 舎 の 主 な 施 設 等 の 営 業 時 間 は 次 の と お り と し、そ の 他 の 施 設 等 の 詳 し い 営 業 時 間 は 備 付 け パ ン フ レ ッ ト、各 所 の 掲 示、客 室 内 の「ご 案 内」等 で ご 案 内 い た し ま す。

- (1) フロント 7:00～21:00
- (2) レストラン
  - 夕食 18:00～21:00
  - 朝食 7:30～ 9:00
  - 昼食 11:30～14:00
- (3) 大浴場 15:00～23:00  
6:00～ 9:00
- (4) 売店 7:30～21:00
- (5) ラウンジ 10:00～20:00
- (6) 玄関及びその他出入口は、防犯上 24:00 には施錠いたします。

2 前 項 の 時 間 は、冬 期 間 及 び 必 要 や む を 得 な い 場 合 に は 変 更 す る こ と が あ り ま す。そ の 場 合 に は、適 当 な 方 法 を も っ て お 知 ら せ し ま す。

## (料金の支払い)

第 12 条 宿 泊 客 が 支 払 う べ き 宿 泊 料 金 等 の 内 訳 及 び そ の 算 定 方 法 は、別 表 第 2 に 掲 げ る と こ ろ に よ り ま す。

- 2 前 項 の 宿 泊 料 金 等 の 支 払 い は、通 貨 又 は 当 宿 舎 が 認 め た クー ボ ン 券、ク レ ジ ッ ト カ ー ド 等 こ れ に 代 わ り 得 る 方 法 に よ り、宿 泊 客 の 出 発 の 際 又 は 当 宿 舎 が 請 求 し た 時、フ ロ ン ト に お い て お 支 払 い い た し ま す。
- 3 当 宿 舎 が 宿 泊 客 に 客 室 を 提 供 し、使 用 が 可 能 に な っ た の ち、宿 泊 客 が 任 意 に 宿 泊 し な か っ た 場 合 に お い て も、宿 泊 料 金 は 申 し 受 け ま す。

## (当宿舎の責任)

- 第 13 条 当 宿 舎 は、宿 泊 契 約 及 び こ れ に 関 連 す る 契 約 の 履 行 に 当 た り、又 は そ れ ら の 不 履 行 に よ り 宿 泊 客 に 損 害 を 与 え た と き は、そ の 損 害 を 賠 償 し ま す。た だ し、そ れ が 当 宿 舎 の 責 め に 帰 す べ き 事 由 に よ る も の で な い と き は、こ の 限 り で は あ り ま せ ン。
- 2 当 宿 舎 は、消 防 機 関 か ら 防 火 対 象 物 定 期 点 検 報 告 制 度 に 基 づ く 認 定 証 等 を 受 領 し て お り ま す が、万 一 の 火 災 等 に 対 処 す る た め、旅 館 賠 償 責 任 保 険 に 加 入 し て お り ま す。

## (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第 14 条 当 宿 舎 は、宿 泊 客 に 契 約 し た 客 室 を 提 供 で き な い と き は、宿 泊 客 の 了 解 を 得 て、で き る 限 り 同 一 の 条 件 に よ る 他 の 宿 泊 施 設 を あ っ 旋 す る も の と し ま す。
- 2 当 宿 舎 は、前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 他 の 宿 泊 施 設 の あ っ 旋 が で き な い と き は、違 約 金 相 当 額 の 補 償 金 を 宿 泊 客 に 支 払 い、そ の 補 償 料 は 損 害 賠 償 額 に 充 当 し ま す。た だ し、客 室 が 提 供 で き な い こ と に つ い て、当 宿 舎 の 責 め に 帰 す べ き 事 由 が な い と き は、補 償 料 を 支 払 い ま せ ン。

## (寄託物等の取扱い)

- 第 15 条 宿 泊 客 が フ ロ ン ト に お 預 け に な っ た 物 品 又 は 現 金 並 び に 貴 重 品 に つ い て、滅 失、毀 損 等 の 損 害 が 生 じ た と き は、そ れ が、不 可 抗 力 で あ る 場 合 を 除 き、当 宿 舎 は そ の 損 害 を 賠 償 し ま す。た だ し、現 金 及 び 貴 重 品 に つ い て は、当 宿 舎 が そ の 種 類 及 び 価 額 の 明 告 を 求 め た 場 合 で あ っ て、宿 泊 客 が そ れ を 行 わ な か っ た と き は、当 宿 舎 は 15 万 円 を 限 度 と し て そ の 損 害 を 賠 償 し ま す。
- 2 宿 泊 客 が、当 宿 舎 内 に お 持 込 み に な っ た 物 品 又 は 現 金 並 び に 貴 重 品 で あ っ て フ ロ ン ト に お 預 け に な ら な か っ た も の に つ い て、当 宿 舎 の 故 意 又 は 過 失 に よ り 滅 失、毀 損 等 の 損 害 が 生 じ た と き は、当 宿 舎 は そ の 損 害 を 賠 償 し ま す。た だ し、宿 泊 客 か ら あ ら か じ め 種 類 及 び 価 額 の 明 告 の な か っ た も の に つ い て は、15 万 円 を 限 度 と し て 当 宿 舎 は そ の 損 害 を 賠 償 し ま す。

## (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿 泊 客 の 手 荷 物 が、宿 泊 に 先 立 っ て 当 宿 舎 に 到 着 し た 場 合 は、そ の 到 着 前 に 当 宿 舎 が 了 解 し た と き に 限 っ て 責 任 を も っ て 保 管 し、宿 泊 客 が フ ロ ン ト に お い て チェ ッ ク イ ン す る 際

お 渡 し し ま す。

- 2 宿 泊 客 が チェ ッ ク ア ウ ト し た の ち、宿 泊 客 の 手 荷 物 又 は 携 帯 品 が 当 宿 舎 に 置 き 忘 れ ら れ て い た 場 合 に お い て、そ の 所 有 者 が 判 明 し た と き は、当 宿 舎 は、当 該 所 有 者 に 連 絡 を す る と と も に そ の 指 示 を 求 め る も の と し ま す。た だ し、所 有 者 の 指 示 が な い 場 合 又 は 所 有 者 が 判 明 し な い と き は、発 見 日 を 含 め 7 日 間 保 管 し、そ の 後 最 寄 り の 警 察 署 に 届 け ま す。
- 3 前 2 項 の 場 合 に お け る 宿 泊 客 の 手 荷 物 又 は 携 帯 品 の 保 管 に つ い て の 当 宿 舎 の 責 任 は、第 1 項 の 場 合 に あ っ て は 前 条 第 1 項 の 規 定 に、前 項 の 場 合 に あ っ て は 前 条 第 2 項 の 規 定 に 準 じ る も の と し ま す。

## (駐車場管理の責任)

第 17 条 当 宿 舎 の 駐 車 場 は、ど な た で も 自 由 に 使 用 で き る 公 共 駐 車 場 で す。し た が っ て、宿 泊 客 が 当 宿 舎 の 駐 車 場 を ご 利 用 に な る 場 合、車 両 の キー の 寄 託 の 如 何 に か か わ ら ず、車 両 の 管 理 責 任 ま で 負 う も の で は あ り ま せ ン。た だ し、駐 車 場 の 管 理 に 当 た り、当 宿 舎 の 故 意 又 は 過 失 に よ っ て 損 害 を 与 え た と き は、そ の 賠 償 の 責 め に 任 じ ま す。

## (宿泊客の責任)

第 18 条 宿 泊 客 の 故 意 又 は 過 失 に よ り 当 宿 舎 が 損 害 を 被 っ た と き は、当 該 宿 泊 客 は 当 宿 舎 に 対 し、そ の 損 害 を 賠 償 し て い た し ま す。

## 別表第 1

### 違約金(第 5 条第 2 項関係)

解除日 取消人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	5 日 前	7 日 前	14 日 前	30 日 前
14 名まで	50%	50%	20%	20%	20%				
15 名～30 名まで	50%	50%	20%	20%	20%	20%			
31 名～100 名まで	70%	70%	50%	20%	20%	20%	20%	10%	
101 名以上	70%	70%	50%	25%	25%	25%	25%	15%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比較です。  
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分(初日)の違約金を収受します。  
3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後にお申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

## 別表第 2

### 宿泊料金等の算定方法(第 12 条第 1 項関係)

宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	内 訳
①	基本宿泊料(室料+夕・朝食料)(消費税含む)
②	追加飲食料(夕・朝以外の飲食料)及びその他の利用料金(消費税含む)
③	税金 入湯税 150 円(高校生以上)

備考 税 法 が 改 正 さ れ た 場 合 は、そ の 改 正 さ れ た 規 定 に よ る も の と し ま す。基 本 宿 泊 料 と は、原 則 と し て 1 泊 2 食 付 料 金(室 料 + 夕 ・ 朝 食 料)と し、室 料 及 び 食 事 料 は、そ れ ぞ れ の 料 金 ラ ン ク か ら 選 択 し て い た だ い た 料 金 を 組 み 合 わ せ た 料 金 と し ま す。